

# ささえあい南高麗

## 令和5年度 定期総会

### 資 料



#### 活動方針

「みんなが協力し合って、  
できることから始める、元気な地域づくり」

ささえあい南高麗  
令和5年度 定期総会

次 第

日時 令和5年6月3日（土） 午前10時から  
会場 南高麗福祉センター 多目的ホール

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 来賓の紹介及び祝辞
- 4 議長選出
- 5 議 事
  - (1) 令和4年度事業報告の承認について
  - (2) 令和4年度収入支出決算の承認について
  - (3) 令和4年度助け合い事業活動報告の承認及び収入支出決算の承認について
  - (4) 決算監査報告について
  - (5) 会則の改正（案）について
  - (6) 運営委員（案）について
  - (7) 役員を選任（案）について
  - (8) 令和5年度事業計画（案）の議決について
  - (9) 令和5年度収入支出予算（案）の議決について
  - (10) その他
- 6 報 告
  - (1) 規程の報告について
    - ① ささえあい南高麗・助け合い事業活動規程
- 7 閉 会

※令和4年度決算監査報告及び令和4年度助け合い事業会計監査報告の原本は、事務局にて保管しております。ついては、原本の閲覧等は事務局にお申し出ください。

令和5年度 運営委員

No.	団 体 名	役職	氏 名
1	南高麗地区民生委員児童委員協議会	会長	石田 賢一
2	岩淵自治会		(新)小見山 豊
3	下畑自治会		天野 佳洋
4	上畑自治会		(新)浅見 邦男
5	苅生自治会		(新)佐藤 孝志
6	直竹自治会		宮寺 敬治
7	申淵自治会		(新)朝日 延生
8	上直竹下分自治会		(新)島田 和孝
9	上直竹上分自治会		(新)木崎 明弘
10	南高麗スポーツ協会		小見山 実
11	南高麗地区まちづくり推進委員会		久下 文男
12	南高麗児童クラブ	代表	(新)伊東 有希
13	～子育て交流～ 南高麗ふれ愛ひろば		高野 和世
14	飯能消防団第5分団	分団長	小谷野 雄
15	南高麗小学校PTA	会長	(新)和田 昌也
16	南高麗中学校PTA		(新)安藤 沙耶
17	南高麗地区青少年健全育成の会		木崎 秀尚
18	南高麗子ども応援団	コーディネーター	(新)和田 昌也
19	南高麗子ども見守り隊	隊長	小見山 実
20	岩淵彩生会	会長	小見山 進
21	南高麗郷土史の会		小見山 進
22	南高麗農業塾	代表	
23	南高麗写真クラブ		石井 茂
個人	横手 勝克 嶋田 豊一 岩崎 文夫 横川 清一 武末 清 佐藤 正明 松下 明男 野口 三雄 早川 登 新井 文雄 中嶋 幸子 馬場 実 木崎 稔生 森田 高広		

令和5年度 役員

相談役	横手 勝克 小見山 進
会 長	松下 明男
副会長	木崎 秀尚 小見山 実 石田 賢一 木崎 稔生 (新)久下 文男
庶 務	新井 文雄 中嶋 幸子
会 計	佐藤 正明 森田 高広
監 事	野口 三雄 馬場 実

## 令和5年度 事業計画

令和5年度は、第4次はんのうふくしの森プラン南高麗地区地域福祉活動計画の推進にあたっては、ハブ的存在としてサポーター団体をはじめ連携・協働する諸団体と共にその推進を図っていく。

併せて、新型コロナウイルスの新たな対応の中、各種会議・助け合い事業・サロン活動等の活動については、引き続き安全・安心に十分配慮しつつ充実を図っていく。その中で将来に向けた検討を行うとともに更なる活動の活性化・組織強化に取り組んでいく。

### 【会議・運営】

名称	開催日時等	会場	内容
定期総会	6月3日（土）午前10時から	福祉センター	事業報告・計画、決算・予算、役員の承認など
運営委員会	必要に応じて開催	福祉センター	運営及び活動に関することなど
役員会	概ね隔月開催	若しくは、 行政センター	運営委員会の協議事項に関することなど

### 【活動】

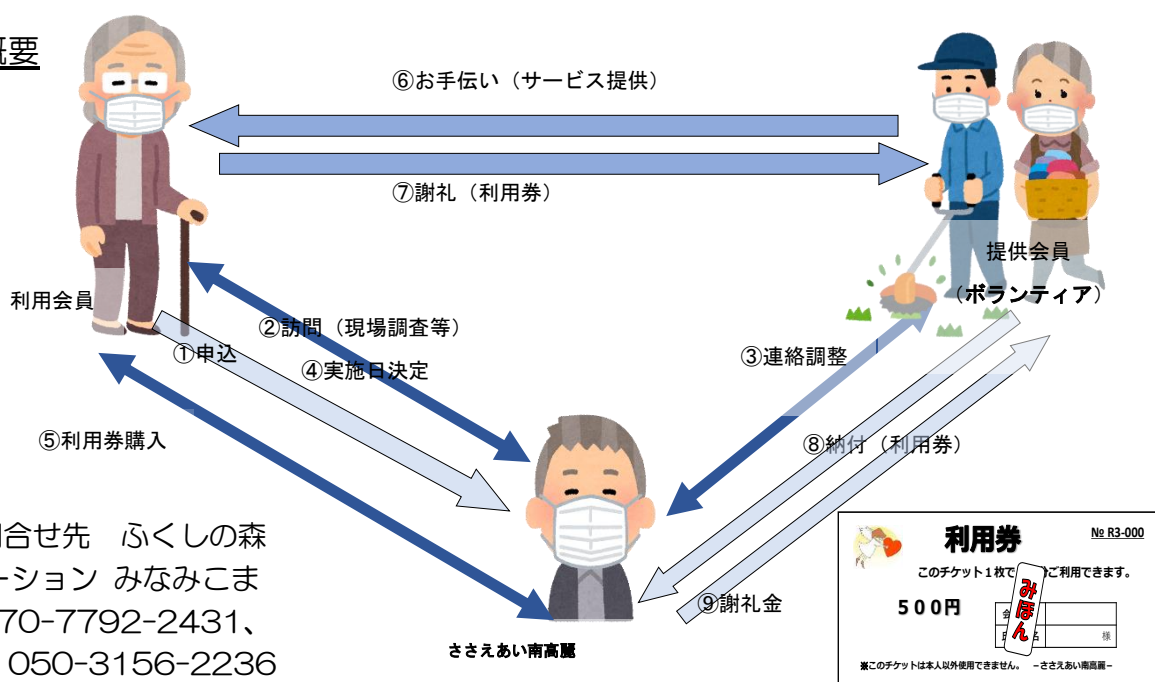
組織を次の世代に <small>つなぐ</small> 繋ぐ	<p>私たちは、自ら組織の点検を行い。併せて南高麗地区内の他の団体との連携の在り方を再定義し、新たな連携・協働の再構築に向け検討を進める。その中で私たち“ささえあい南高麗”は、他の団体と連携・協働のもと地域の特色に合わせた活動に取り組み、南高麗地区に住む誰もが安心して暮らせるまちづくり（ふくし）をこれからも目指していく。</p>
サロン推進事業	<p>地区内外にお住まいの方々が気軽に集い、交流や友だちづくりができる“地域の居場所”を開催する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●サロン時計台（平成14年9月活動開始） <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者 高齢者や子育て中の親子</li> <li>・開催日時 原則、毎月第4金曜日 午前10時から正午まで</li> <li>・開催場所 南高麗福祉センター</li> <li>・参加費 100円</li> </ul> </li> <li>●～子育て交流～南高麗ふれ愛ひろば（平成20年2月活動開始） <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者 子育て中の親子や高齢者</li> <li>・開催日時 原則、毎月第3金曜日 午前10時から11時30分まで</li> <li>・開催場所 南高麗福祉センター</li> <li>・参加費 100円</li> </ul> </li> <li>●はつらつ元気アップサークル（平成16年10月活動開始） <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者 高齢者筋トレサークル</li> <li>・開催日時 原則、毎月水曜日（除く、第3水曜日）</li> <li>・開催場所 南高麗福祉センター</li> <li>・参加費 隔月 3,000円</li> </ul> </li> <li>●「会食わかば」に代わる新たな“地域の居場所”作りに向けた検討を引き続き行う。</li> </ul>
研修会等の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>●研修会の開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>・時代のニーズにあった内容の研修会をタイムリーに開催する。</li> <li>・南高麗地区行政センターとの共催事業として実施する。</li> <li>・日時・内容などについては、役員会などで検討のうえ決定する。</li> </ul> </li> </ul>

イベントの開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「第10回ささえあい南高麗ふくしまつり」の開催 南高麗地区文化祭において、「ふくしまつり」を同時開催する。 内容については、役員会などで検討のうえ決定する。</li> </ul>
活動団体の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>●所属団体の活動の支援 ボランティアの不足や参加者数の減少により、困難な状況におかれている活動団体（サロン時計台、南高麗ふれ愛ひろば）を支援する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「ささえあい南高麗」サポーターとしての参加、協力</li> <li>・ボランティアとして協力できる新規サポーターの獲得。</li> </ul> </li> <li>また、発足以来、連日子どもたちの登下校時の見守り活動を続け、事業所への協力依頼にも取り組んでいる「南高麗子ども見守り隊」（平成24年8月発足）の活動を支援する。</li> </ul>
広報活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>●広報紙の発行 地区内外の方々に「ささえあい南高麗」の組織や活動について広く知らせ、一人でも多くの方に参加と協力の輪を拡げる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・年3回（令和5年8、10月号、令和6年2月号）発行</li> </ul> </li> </ul>
助け合い事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●住民相互による有償の助け合い事業の実施 地域住民主体による、助け合いサービス（草刈り、障子の張替え、庭の草取り等）地域住民が提供できる範囲のサービスを有償（30分500円）で提供する事業を実施する。 ※詳細については、下記イメージ図参照。</li> <li>・作業量の増加、提供会員不足に対応するため募集活動の強化・待遇改善などに努める。併せて、顕在化しつつあるニーズに連動した提供メニューの多様化に努める。</li> </ul>

## "ささえあい南高麗" 助け合い事業イメージ図

草刈り、障子の張替え、庭の草取りなど、安心して暮らせるためのちょっとした手伝いを、気軽に頼める助け合いの仕組みです。気持ちはボランティアですが、利用する方が謝礼などに悩みがちなことから、**有償の助け合い活動**として行います。

### 活動の概要



# 令和5年度 収入支出予算

## 【 収入の部 】

(単位：円)

項	目	予算額	前年度予算額	比較増▲減	付 記
1.	補助金	300,000	280,000	0	
	1. 市社協補助金	200,000	180,000	20000	・ふくしの地域づくり事業補助金
	2. 市補助金	100,000	100,000	0	・飯能市地域福祉推進活動費補助金
2.	寄付金	1,000	1,000	0	
	1. 寄付金	1,000	1,000	0	
3.	事業収入	1,000	1,000	0	
	1. 事業収入	1,000	1,000	0	
4.	その他の収入	496	882	▲ 386	
	1. その他の収入	496	882	▲ 386	・貯金利息、等
5.	繰越金	216,504	203,118	13,386	
	1. 繰越金	216,504	203,118	13,386	・前年度繰越金
	合 計	519,000	486,000	33,000	

## 【 支出の部 】

(単位：円)

項	目	予算額	前年度予算額	比較増▲減	付 記
1.	会議費	3,000	3,000	0	
	1. 会議費	3,000	3,000	0	
2.	事務費	150,000	150,000	0	
	1. 通信運搬費	30,000	30,000	0	郵送料、振込手数料、等
	2. 消耗品費	10,000	10,000	0	
	3. 備品購入費	110,000	110,000	0	
3.	事業費	217,000	180,000	37,000	
	1. サロン活動費	84,000	60,000	24,000	・サロン活動3団体活動費 「サロン時計台」、「南高麗ふれ愛ひろば」 及び「はつらつ元気アップサークル」
	2. 研修会費	50,000	50,000	0	・講師謝金、等
	3. 見守り活動費	23,000	10,000	13,000	・「南高麗子ども見守り隊」活動補助金
	4. 広報活動費	10,000	10,000	0	・「ささえあい南高麗だより」用紙代金、等
	5. イベント活動費	20,000	20,000	0	・「ささえあい南高麗ふくしまつり」経費、等
	6. 助け合い活動費	30,000	30,000	0	・助け合い事業経費
4.	損害保険料	30,000	30,000	0	
	1. 損害保険料	30,000	30,000	0	・ボランティア活動保険（令和6年度分） ・福祉サービス総合補償（令和6年度分） ・サロン補償A1プラン（令和6年度分）
5.	予備費	119,000	123,000	▲ 4,000	
	1. 予備費	119,000	123,000	▲ 4,000	
	合 計	519,000	486,000	33,000	

上記のとおり提案いたします。

令和5年6月3日提出

ささえあい南高麗 会長 松下明男

# ささえあい南高麗・助け合い事業活動規程

(活動の名称)

第1条 この活動は、「助け合い事業」といいます。

(活動の目的)

第2条 安心して暮らせる地域をつくるため、住民相互の助け合いを目的とします。

(活動の内容)

第3条 前条の目的を達成するために、次の活動を行います。

- (1) 会員相互の助け合い
- (2) 助け合い事業についての連絡調整
- (3) 助け合い事業に関する研修及び広報活動
- (4) その他目的達成のために必要な活動

(会員)

第4条 この活動の目的に賛同し、入会された方を会員といいます。但し、原則として南高麗地区内にお住まいの個人とします。

2 活動の入退会については、本人の意思に従います。

(会費)

第5条 会員は、入会時に入会金を納めることとします。

- (1) 入会金 1,000円
- 2 納入された入会金は返金しません。

(利用券)

第6条 利用券は、会員相互の助け合い活動に使用するものです。手助けに対する感謝の意を利用券に託したもので、労働の対価ではありません。

- 2 利用券は、1枚500円とし30分の活動分とします。このうち450円は手助けを担った会員に謝礼金として支出し、50円を事業の運営費とします。
- 3 必要としなくなった利用券は、精算することができます。

(担当者及び役割)

第7条 この活動には、ささえあい南高麗の中から次の担当者をおき、役割を担います。

- (1) 責任者 この活動の代表となり、会員と協力して運営を行います。
- (2) コーディネーター 次の事を行います。
  - ・相談の受付
  - ・利用を希望する会員とサービスを提供する会員を引き合わせる。
  - ・活動開始後のフォロー その他
- (3) 事務 活動に関する事務を行います。
- (4) 会計 活動に関する会計処理を行います。
- (5) 監査(2名) 活動の会計を監査します。
  - 2 担当者の選出は、必要に応じてささえあい南高麗運営委員会で行います。

(会計)

第8条 この活動に必要な会計処理について、次の通り定めます。

- (1) この活動の運営に必要な費用は、ささえあい南高麗拠出金、入会金、利用料金、寄付金、その他の収入でまかないます。
- (2) 運営に必要な費用とは次の通りです。
  - ・事務費
  - ・訪問中に起きた、怪我や過失等に対処するために加入する保険料
  - ・サービスを提供した会員、コーディネーターへの謝礼金
  - ・サービス提供を希望される会員等に対する研修費
  - ・活動に必要な機材などの購入費
  - ・資機材運搬用車両提供者への謝礼金(謝礼額: ¥500円/1回・1日)
  - ・その他運営委員会が必要と認められたこと、もの
- (3) この活動の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとします。
- (4) 年度末に会計監査を行います。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は運営委員会に諮り、会長がこれを定める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

改正 令和3年4月1日 第8条第2項を改正

改正 令和5年5月23日 第4条第1項、第6条第2項、第7条第1項第2号及び第8条第1項第2号を改正